

平成31年度 類似工事施工実績の事前登録について

札幌建設管理部が公告する制限付一般競争入札参加資格審査申請の際における申請者の負担軽減（類似工事確認書類（契約書、設計図書、CORINS登録書、JV協定書等）の省略）を図るため、次のとおり「類似工事施工実績の事前登録」（以下「事前登録」という。）を実施する。

平成30年11月1日

北海道空知総合振興局長

1 事前登録の対象となる工事

事前登録の対象となる工事は、申請者が元請として施工した官公庁発注工事のうち、平成16年4月1日から平成30年10月31日までの間に完成し、引渡しを完了した工事とする。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の工事に限るものとする。

また、共同企業体（乙）型として施工した実績は、当該工事において分担施工した工種について登録を申請することができるものとする。

2 事前登録申請者の資格

(1) 平成29年北海道告示第16号又は平成30年北海道告示第12号に規定する一般土木工事又は舗装工事の各等級に格付けされている者で、次の要件を満たす者とする。

ア 一般土木工事

空知・石狩（総合）振興局管内に主たる営業所（主たる営業所とは、建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)の「主たる営業所」欄に記載されているものをいう。）を有する者

イ 舗装工事

空知・石狩（総合）振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者

3 事前登録の対象となる工種

別記2「平成31年度類似工事施工実績登録書（一般土木）」及び別記3「平成31年度類似工事施工実績登録書（舗装）」に記載されている工種を対象とする。

4 事前登録の申請書類

(1) 申請書類（1部）

別記2「平成31年度類似工事实績登録書（一般土木）」

又は別記3「平成31年度類似工事实績登録書（舗装）」

(2) 添付書類等（各1部）

ア 平成30年度類似工事施工実績登録書の写し・・・前回（H30）登録者のみ

イ 事前登録を申請する工事の施工実績を証明する書面（契約書の写し、設計書の写し、共同企業体協定書の写し及び経常建設共同企業体附属協定書の写し、CORINS登録書（竣工時のものに限る）の写し等）

なお、設計変更がある工事については、変更契約書（通知書）、変更設計書等の竣工時施工内容が確認できる書面を要する。

ウ 返信用封筒 1通（送付先を記載した定型封筒に82円分の切手を貼付したもの）

※ 札幌建設管理部における平成30年度類似工事施工実績登録書の登録工事であって、記載内容に一切の変更がなく、引き続き登録する工種については、(2)イの書類を省略することができる。

5 事前登録の申請期間

- (1)一般土木（A1・A2等級）平成30年11月 5日（月）から平成30年11月16日（金）まで
- (2)一般土木（B・C等級） 平成30年11月19日（月）から平成30年11月30日（金）まで
- (3)舗装 平成30年12月 3日（月）から平成30年12月14日（金）まで

※1 受付時間は上記期間内（閉庁日を除く）の毎日 9時00分～11時30分、13時00分～17時00分

※2 一般土木と舗装を同時に申請することができる。

6 提出方法

持参すること。

なお、前年（H30）の登録内容と同一で変更がない場合（添付書類が前年（H30）登録書のみの方）及び登録工種の一部削除の場合に限り、郵送可とする。【申請期限必着】

※ 郵送の場合も返信用封筒（送付先を記載した定型封筒に82円分の切手を貼付したもの）を必ず同封すること。

7 提出場所

〒064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課（担当：主査（入札））

8 申請者に対する通知

提出された別記2「平成31年度類似工事施工実績登録書（一般土木）」、別記3「平成31年度類似工事施工実績登録書（舗装）」及び「類似工事施工実績を証明する書面」により審査を行い、その結果を各登録書によりに通知する。

9 類似工事实績登録書の使用等

(1) 8により通知する類似工事施工実績登録書は、発行日以降、平成32年3月29日までの間に開札する制限付一般競争入札の参加資格審査申請に使用することができる。

(2) 登録書は、入札参加資格審査申請時に必要となる「類似工事施工実績を証明する書面」として、使用することができる。

なお、登録された内容以外の工事实績や建設機械の保有状況等を求められた場合にあっては、別途、契約書、設計書、その他内容を確認できる書面を提出しなければならない。

(3) 事前登録しない場合でも、入札参加資格審査申請の都度、契約書、設計書、共同企業体協定書等の必要書類を添付することにより申請することができる。

10 その他

「防雪柵」、「道路防護柵工」の数量（延長）は新規登録の場合は必ず登録すること。登録済みの場合は、追加登録をすることができる。

※ 平成30年度類似工事施工実績登録書の登録工事と同じ工事であっても、数量（延長）を追加する場合は、新規（変更）登録の扱いとなるので留意すること。

「類似工事施工実績登録書」の様式等は、空知総合振興局札幌建設管理部のホームページからダウンロードできますので、活用してください。

【<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>】